

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

野田市長 鈴木 有

## 野田市規則第6号

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成31年野田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

野田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則

第1条中「野田市体育施設の設置及び管理に関する条例」を「野田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」に改める。

第2条第1項中「野田市体育施設使用許可申請書」を「野田市スポーツ施設使用許可申請書」に改める。

第3条第1項中「野田市体育施設使用許可（不許可）通知書」を「野田市スポーツ施設使用許可（不許可）通知書」に改める。

第4条第2項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第5条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同条第2項中「野田市体育施設使用料減免申請書」を「野田市スポーツ施設使用料減免申請書」に改め、同条第3項中「野田市体育施設使用料減免通知書」を「野田市スポーツ施設使用料減免通知書」に改める。

第7条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第8条中「野田市体育施設の特別の設備設置許可申請書」を「野田市スポーツ施設の特別の設備設置許可申請書」に改める。

第9条中「野田市体育施設の特別の設備設置許可（不許可）通知書」を「野田市スポーツ施設の特別の設備設置許可（不許可）通知書」に改める。

第10条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第12条中「野田市営関宿少年野球場指定管理者指定申請書」を「野田市営関宿スポーツパーク指定管理者指定申請書」に改める。

第13条第1項中「野田市営関宿少年野球場指定管理者選定結果通知書」

を「野田市営関宿スポーツパーク指定管理者選定結果通知書」に改め、同条第2項中「野田市営関宿少年野球場指定管理者指定通知書」を「野田市営関宿スポーツパーク指定管理者指定通知書」に改める。

第14条第1号及び第2号並びに第15条中「野田市営関宿少年野球場」を「野田市営関宿スポーツパーク」に改める。

「

別表中	野田市営関宿 少年野球場	午前8時30 分から午後6 時まで	月曜日（その 日が休日に当 たるときは、 その翌日（そ の日が休日に 当たるときは、 その日後にお いてその日に 最も近い休日 でない日） は、休場日と する。
-----	-----------------	-------------------------	---

」

「

を	野田市営関宿 スポーツパー ク	午前8時30 分から午後6 時まで	に改
---	-----------------------	-------------------------	----

」

める。

（野田市長の事務を委任する規則の一部改正）

第2条 野田市長の事務を委任する規則（昭和56年野田市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第1項第9号中「野田市体育施設の設置及び管理に関する条例」を「野田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」に、「体育施設（野田市営関

宿少年野球場」を「スポーツ施設（野田市営関宿スポーツパーク）」に改める。

（野田市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正）

第3条 野田市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成31年野田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1、別表第2構成員が5人以上の団体で、その代表者が中学生以上の者であるものの項及び別表第3第3条第2項第1号に規定する団体であつて、構成員の半数以上が市内に住所を有する者であるものの項中「野田市営関宿少年野球場」を「野田市営関宿スポーツパーク少年野球場」に改める。

第4条 野田市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1、別表第2構成員が5人以上の団体で、その代表者が中学生以上の者であるものの項及び別表第3第3条第2項第1号に規定する団体であつて、構成員の半数以上が市内に住所を有する者であるものの項中「野田市営関宿スポーツパーク少年野球場」を「野田市営関宿スポーツパーク少年野球場 野田市営関宿スポーツパーク多目的グラウンド」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条及び附則第3項の規定は令和8年5月1日から、附則第4項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項の規定により提出されているこの規則の施行の日以後の野田市営関宿少年野球場の使用に係る野田市体育施設使用許可申請書（予約システム（野田市公共施設予約システムの利用に関する規則に規定する予約システムをいう。）を利用して行われたものを含む。）については、第1条の規定による改正後の野田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項の規定により提出された野田市営関宿スポーツパーク少年野球場の使用に係る野田市スポーツ施設使用許可申請書とみなす。

3 第4条の規定による改正後の野田市公共施設予約システムの利用に関する規則の規定は、令和8年7月1日以後の公共施設の利用に係る予約について適用し、同日前の公共施設の利用に係る予約については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 野田市営関宿スポーツパーク多目的グラウンドに係る野田市公共施設予約システムの利用に関する規則第3条第1項に規定する利用者登録に関し必要な手続その他の行為は、第4条の規定の施行の日前であっても、同規則第3条から第5条までの規定の例により行うことができる。